



作成日 2016/11/16  
改訂日 2018/04/01

## 安全データシート

### 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	U-LN40 (GHS)
製品コード	CE-F01-1142
供給者の会社名称	宇部興産建材株式会社
住所	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館
電話番号	03-5419-6206
FAX番号	03-5419-6265

### 2. 危険有害性の要約 GHS分類

健康有害性	急性毒性(経口) 区分4 皮膚腐食性及び皮膚刺激性 区分3 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分2B 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分2(心血管系) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2(血液)
環境有害性	水生環境有害性(急性) 区分3 水生環境有害性(長期間) 区分3 上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

### GHSラベル要素

#### 絵表示



注意喚起語	警告
危険有害性情報	H302 飲み込むと有害 H316 軽度の皮膚刺激 H320 眼刺激 H371 心血管系の障害のおそれ H373 長期にわたる、又は反復ばく露による血液の障害のおそれ H402 水生生物に有害 H412 長期継続的影響によって水生生物に有害
注意書き 予防策	ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。(P260) この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。(P270) 環境への放出を避けること。(P273) 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280)
対応	皮膚又は髪に付着した場合、直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぎ又は取り除くこと。皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。(P303+P361+P353) 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
廃棄	内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

## 3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別  
化学名又は一般名

混合物  
亜硝酸リチウム40%水溶液

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
亜硝酸リチウム	39～41%	LiNO <sub>2</sub>	(1)-1213	1-(3)-289	13568-33-7
硝酸リチウム	5%以下	LiNO <sub>3</sub>	(1)-765	公表	7790-69-4
水酸化リチウム	0.1%未満	LiOH	1-712	公表	1310-65-2
水	55～60%	H <sub>2</sub> O			7732-18-5

## 4. 応急措置

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。

皮膚に付着した場合

水と石鹼で洗うこと。

皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。

眼に入った場合

直ちに汚染された衣類をすべて脱ぎ、皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。

水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用して容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

眼の刺激が持続する場合、医師の診断、手当てを受けること。

飲み込んだ場合

口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。

気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。

## 5. 火災時の措置

消火剤

大量の水、水の噴霧が有効である。

特有の危険有害性

有害なガスを生放出する。

特有の消火方法

火災による加熱で当該物質が蒸発濃縮し、析出結晶が溶融している場合、熔融物の飛散を防ぐため、棒状注水を避ける。

消火作業は、可能な限り風上から行う。

周辺火災の場合、移動可能な容器は速やかに安全な場所に移す。

消火を行う者の保護

消火作業時には、防火服や呼吸器具類を着用すること。

## 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、  
保護具及び緊急時措置

作業者は適切な保護具(『8. ばく露防止及び保護措置』の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。

環境に対する注意事項

環境中に放出してはならない。

河川等に排出され、環境へ影響を起ささないように注意する。

封じ込め及び浄化の方法  
及び機材

回収物は、砂や土、セメントで封じ込める。

二次災害の防止策

排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。

	安全取扱注意事項	『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行う。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
保管	接触回避	接触、吸入又は飲み込まないこと。
	安全な保管条件	取扱い後は、うがい、洗眼、手洗いを励行する。 『10. 安定性及び反応性』を参照。
	安全な容器包装材	屋内冷暗所が望ましい。 施錠して保管する。 情報なし

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
水酸化リチウム	未設定	1mg/kg(産衛学会)	未設定

設備対策 保護具	呼吸器の保護具 手の保護具 眼の保護具 皮膚及び身体の保護具	取扱いは換気の良い場所で行う。 防塵マスクを着用する。 保護手袋(ゴム手袋) 側面シールド付安全メガネを着用する。 保護服、不浸透性保護衣
-------------	---	---

9. 物理的及び化学的性質

外観	物理的状態 形状 色	液体 液体 淡青色 無臭
臭い		無臭
臭いのしきい(閾)値		データなし
pH		8. 0~10. 0
融点・凝固点		データ無し(乾燥し晶出した亜硝酸リチウムの融点は185°C)
沸点、初留点及び沸騰範囲		データなし
引火点		不燃性
蒸発速度		データなし
燃焼性(固体、気体)		データなし
燃焼又は爆発範囲	下限 上限	データなし データなし
蒸気圧		データなし
蒸気密度		データなし
比重(密度)		1. 2~1. 3g/cm <sup>3</sup>
溶解度		亜硝酸リチウム(固体)の溶解度は0°Cで約42%である。
n-オクタノール／水分配係数		データなし
自然発火温度		データなし
分解温度		データなし
粘度(粘性率)		データなし
動粘性率		データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	情報なし
化学的安定性	物質としての構造は安定である。pH7.0以下で、窒素酸化物ガスを発生する。
危険有害反応可能性	酸化性を示す。条件によっては還元性も示す。

避けるべき条件 混触危険物質	データなし 酸化物質、ヒドラジン(水和物も含む)、過酸化水素、過マンガン酸カリウム等酸化物質、アンモニウム塩等
危険有害な分解生成物	乾燥して晶出した亜硝酸リチウムを更に加熱して分解させると有毒な窒素酸化物が発生する。
11. 有害性情報 急性毒性	<p>経口 (亜硝酸リチウム) 経口 ラット LD50 419.3mg/kg 純品で区分4、水溶液としても区分4とした。 飲み込むと有害。 急性中毒症状を起こす恐れ有り。 症状としては、吐き気、嘔吐、チアノーゼ、動悸、血圧降下。 経験的に皮膚刺激性ありと判断。長期接触で炎症の恐れも。 区分3とした。 経験的に眼刺激性有りと判断。区分2Bとした。</p>
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	<p>他の亜硝酸化合物(ナトリウム、カリウム)に、心血管系と血液への影響情報があり、可能性を採って、区分2とした。 他の亜硝酸化合物(ナトリウム)に、血液への影響情報があり、可能性を採って、区分2とした。</p>
眼に対する重篤な損傷性 又は眼刺激性 特定標的臓器毒性(単回ばく露)	
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	
12. 環境影響情報 生態毒性	<p>(亜硝酸リチウム固形分として) TLm ヒメダカ 120ppm(24h)、84ppm(48h)、70ppm(72h) 当該データより判断して、LC50(96h)&gt;10mg/l、≦100mg/l程度 と判断し、区分3とする。水生生物に有害。</p>
13. 廃棄上の注意 残余廃棄物	<p>廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。 廃棄物の処理を依頼する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。 容器は清浄してリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。</p>
汚染容器及び包装	
14. 輸送上の注意 国際規制	<p>海上規制情報 Marine Pollutant Transport in bulk according to MARPOL 73/78,Annex II ,and the IBC code 航空規制情報 該当しない Not applicable Not applicable 該当しない</p>

国内規制	陸上規制 海上規制情報 海洋汚染物質 MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質 航空規制情報	該当しない 該当しない 非該当 非該当  該当しない
特別の安全対策		食料、飼料と一緒に輸送しない。 転倒、落下、破損がないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。
15. 適用法令		
水質汚濁防止法		有害物質(法第2条、施行令第2条、排水基準を定める省令第1条)
消防法		第1類酸化性固体、亜硝酸塩類(法第2条第7項・別表第1・第1類10、危険物令第1条)
海洋汚染防止法		有害でない物質(施行令別表第1の2)
外国為替及び外国貿易法		輸出貿易管理令別表第1の16の項
道路法		車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2)
水道法		有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令101号)
労働基準法		疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)
16. その他の情報		
記載内容の取扱い		記載内容は現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しておりますが、記載データや評価に関しては、いかなる保証もなすものではありません。また、注意事項は通常の手配を対象としたものですので、特別な手配をする場合には新たに用途・用法に適した安全対策を実施の上、お取扱い願います。